

# 第 16 回岩手県政府調達苦情検討委員会

日時 平成 28 年 3 月 15 日 (火) 午後 3 時 00 分から

場所 岩手県公会堂 1 階 11 号室

## 次 第

1 開 会

2 会計管理者挨拶

3 委員紹介

4 議 事

委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

5 報告事項

報告第 1 号 岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱等の一部改正について

報告第 2 号 平成 28 年度及び平成 29 年度に特例政令が適用される予定価格の額について

報告第 3 号 平成 27 年度の特定期調達契約状況について

報告第 4 号 平成 28 年度の特定期調達計画について

報告第 5 号 他県における政府調達に係る苦情申立ての状況について

6 その他

7 閉 会

## 第 16 回岩手県政府調達苦情検討委員会名簿

### 1 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	職 名	備考
おおわく まさ や 大和久 政 也	弁護士	
さい とう ちか こ 齋 藤 千加子	岩手県立大学総合政策学部教授	
しょうじ とも え 東海林 智 恵	弁護士	
た むら けん いち 田 村 賢 一	公認会計士	
なか の さとる 中 野 智	一般財団法人岩手経済研究所 地域経済調査部長	

### 2 事務局

氏 名	職 名	備考
こん の よし お 紺 野 由 夫	会計管理者兼出納局長	
ち ば たつ や 千 葉 達 也	出納局指導審査課長	

岩手県告示第29号

岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年岩手県告示第216号）の一部を次のように改正する。

平成28年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1 県の機関が行う調達であって、<u>政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）</u>の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年岩手県告示第215号）により、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p><u>(組織等)</u></p> <p>第2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1 県の機関が行う調達であって、<u>1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下第1において「協定」という。）</u>、<u>2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年岩手県告示第215号）により、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

岩手県告示第28号

政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年岩手県告示第215号）の一部を次のように改正する。

平成28年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>(1) 岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。</p> <p>(2) 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。</p> <p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、<u>政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。供給者が、協定の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</u></p> <p>(2) <u>供給者が協定の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあっては、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。</u></p> <p>4 参加者</p> <p>(1) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つすべての供給者は、苦情処理手続に参加する</p>	<p>1 岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>(1) 岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、<u>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「契約」という。）に係る苦情を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により送付され、及び保存されるものを含む。5(1)後段、(8)ク及び(10)イ後段を除き、以下同じ。）で受理し、調達機関（契約により調達を行う県の機関をいう。以下同じ。）による当該苦情に係る調達の事実関係について調査し、調達機関に対する提案を行う。</u></p> <p>(2) 申し立てられた苦情に関して利害関係を有すると認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。</p> <p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、<u>1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下(1)において「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に違反する調達が行われたと認めるときは、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。この場合において、あらかじめ当該調達機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</u></p> <p>(2) <u>(1)後段の規定に基づき供給者から協議の申出を受けた調達機関は、当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。</u></p> <p>4 参加者</p> <p>(1) <u>2(1)前段の規定に基づく苦情の申立て（以下「苦情の申立て」という。）があった場合、当該苦情に係る調達</u></p>

ことができる。

(2) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。

(3) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望するものは、5(5)に定める公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならず、当該供給者であって通知を行ったもの（以下「参加者」という。）は、この処理手続の適用を受ける。

(4) (3)の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

#### 5 苦情の検討の手続

(1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、委員会へ苦情を申し立てることができる。委員会は、苦情の申立てのあった後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

(2) 委員会は、原則として、申立て後7作業日以内に苦情について検討し、次のいずれかに該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。

ア 遅れて申立てが行われた場合

イ 協定と無関係な場合

ウ 軽微な、又は無意味な場合

エ 供給者からの申立てでない場合

オ [略]

(3) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、理由を付して却下すべき旨を委員会に対し書面により申し出ることができる。

に利害関係を有する全ての供給者は、この処理手続による苦情処理（以下「苦情処理手続」という。）に参加することができる。

(2) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った調達機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。

(3) (1)の規定に基づき参加を希望する供給者は、5(6)の公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならない。

(4) (3)の規定による通知は、いつでも取り下げることができる。

#### 5 苦情の検討の手続

(1) 苦情の申立ては、協定等の規定に違反する調達が行われたと認められる事実を知り、又は知り得た日から10日以内に、書面により行うものとする。委員会は、当該苦情の申立てのあった後直ちに、その写し（苦情の申立てが電磁的記録により送付され、及び保存されるものによる場合については、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。(10)アにおいて同じ。）を関係調達機関に送付する。

(2) 委員会は、苦情の申立てに係る書面（添付された書類を含む。）に不備があると認めるときは、当該苦情の申立てを行った者（以下「苦情申立人」という。）に対し補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、職権で補正することができる。

(3) 委員会は、原則として、苦情の申立てがあった後10作業日以内に苦情について検討し、次のいずれかに該当する場合には、文書により理由を付して却下することができる。

ア 苦情の申立てが(1)の規定に違反して行われた場合

イ 苦情が協定等の規定と無関係な場合

ウ 苦情に係る関係調達機関の協定等の規定への違反が軽微な場合

エ 供給者からの苦情の申立てでない場合

オ [略]

(4) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が(3)に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときは、理由を付して却下すべき旨を委員会に対し文書により申し出ることができる。

(4) 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理することができる。

(5) 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。

(6) 契約締結又は契約執行の停止

ア 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階で苦情申立てを受理した場合には、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を速やかに文書で行う。

イ 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てを受理した場合には、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。

ウ 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。

エ 関係調達機関は委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。ただし、当該関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断し、かつ、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書で通知する場合は、この限りでない。

オ エただし書の場合において、委員会は直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

(7) 検討

ア [略]

(5) 委員会は、苦情の申立てが(1)の規定に違反して行われた場合であっても、正当な理由があると認めるときは当該苦情の申立てを受理することができる。

(6) 委員会は、苦情の申立てを受理した場合には、苦情申立人及び関係調達機関に対しその旨を直ちに通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。

(7) 契約の締結又は契約に係る業務の執行の停止

ア 委員会は、苦情の申立てを受理した場合において、当該苦情に係る契約が締結されていないときは、関係調達機関に対し苦情の申立てがあった後12作業日以内に、苦情処理手続に係る期間内は当該契約を締結しないよう文書で要請する。

イ 委員会は、契約の締結後10日以内に行われた当該契約に係る苦情の申立てを受理した場合には、関係調達機関に対し苦情処理手続に係る期間内は当該契約に係る業務の執行を停止するよう速やかに文書で要請する。

ウ ア又はイの規定にかかわらず、委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあると認めるときは、ア又はイの規定による要請をしないことができる。この場合において、委員会は、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に通知する。

エ 関係調達機関は、委員会からア又はイの規定による要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。

オ エの場合において、関係調達機関は、緊急かつやむを得ない状況にあるため委員会の要請に従うことができないときは、その旨を理由とともに直ちに委員会に通知しなければならない。この場合において、委員会は、当該通知のあった後直ちに当該通知の写しを苦情申立人に送付する。

カ オの通知があった場合には、委員会は、当該通知に記載された理由について検討を行い、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に通知しなければならない。

(8) 検討

ア [略]

イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、アに規定する説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

ウ 委員会は、アに規定する説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に当該説明、主張、文書の提出等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

エ 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、本処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。

オ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果をとりまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。

カ～サ [略]

シ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当でないと判断する場合は、この限りでない。

ス 委員会は、苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の判断により、証人を出席させることができる。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会における自らの行う意見又は報告の陳述を公開するよう求めることができる。

ソ 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

タ 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見をもつ技術者等より意見を聴くことができる。この

イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、アの説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

ウ 委員会は、関係調達機関がアの説明、主張、文書の提出等を拒んだ場合であって、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するか否かの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に当該説明、主張、文書の提出等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明若しくは主張を記録し、又は提出された文書等の開示を求めることができない。

エ 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、この処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。

オ 苦情申立人、参加者（4(3)の規定により通知を行った者をいう。以下同じ。）及び関係調達機関は、委員会が検討の結果を取りまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。

カ～サ [略]

シ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴を適当でないと判断した場合は、この限りでない。

ス 委員会は、必要に応じ、証人を出席させることができる。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会における自らの行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述の公開又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を有する者の営業上の秘密の保護に配慮されたものでなければならない。

ソ 委員会は、必要に応じ、又は苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

タ 委員会は、必要に応じ、苦情に係る調達に関し識見を有する技術者等から意見を聴くことができる。この場合

場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

(8) (1)による苦情申立ては、いつでも取り下げることができる。

(9) 関係調達機関の報告書

ア 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し以下の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

(ア) 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書

(イ) 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文

(ウ) 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

イ 委員会は、アに定める報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に、委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちにその写しを関係調達機関に送付する。

ウ 委員会は、供給者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他供給者が提出した営業上の秘密情報を第三者に開示しない。

6 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（公共事業に係る苦情申立てについては、50日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達

において、当該技術者等は、当該調達に関して利害関係を有する者であってはならない。

(9) 苦情の申立ては、いつでも取り下げることができる。

(10) 関係調達機関の報告書

ア 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の申立てに係る書面の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し、次の事項を含む当該苦情に係る調達に関する報告書を、当該調達に係る仕様書、入札書類その他の文書の写しを添えて提出しなければならない。

(ア) 関連する事実（当該苦情の申立てがあった後に判明した事実を含む。）、関係調達機関が行った調達手続及び2(1)の規定に基づく協議への対応の内容並びに苦情の解決についての提案

(イ) 苦情の申立てに係る事項の全てに対する説明

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、苦情を解決する上で必要となり得る事項

イ 委員会は、アの報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に、委員会に書面により意見を提出する機会を与える。委員会は、当該意見を受領した後直ちにその写し（意見の提出が電磁的記録により送付され、及び保存されるものによる場合については、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。7(3)アにおいて同じ。）を関係調達機関に送付する。

ウ 委員会は、本人の同意があった場合を除き、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他調達に利害関係を有する者の営業上の秘密であって、この処理手続において委員会に提出された書面又は意見若しくは報告の陳述の内容を記録した文書等に記載されたもの（電磁的記録によるものを含む。）を第三者に開示しない。

6 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（公共事業に係る苦情の申立てについては、50日以内）に、次の事項及びその根拠が記載された報告書を作成する。



の手続が協定の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

(2) 委員会は、協定に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は二以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

ア 新たに調達手続を行う。

イ 調達条件は変えず、再度調達を行う。

ウ 調達を再審査する。

エ 他の供給者を契約締結者とする。

オ 契約を破棄する。

(3) 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、調達の緊急性及び調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

(4) [略]

(5) 関係調達機関は、原則として、当該関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日以内（公共事業に係る苦情申立てについては、60日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。

(6) 委員会は、検討の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる。

(7) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めため、当該当局に通報する。

## 7 迅速処理

(1) 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する

ア 調達における協定等の規定への違反の有無

イ 苦情の全部又は一部の認否

(2) 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認めるときは、次のいずれかを含む是正策を提案するため、(1)の報告書（以下この項において「報告書」という。）とともに提案書を作成する。

ア 新たに調達を行うこと。

イ 調達条件は変えず、再度調達を行うこと。

ウ 調達手続において供給者から提出された文書等について再審査を行うこと。

エ 他の供給者を相手方とする契約を締結すること。

オ 契約を破棄すること。

(3) 委員会は、報告書及び(2)の提案書（以下この項において「提案書」という。）を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、供給者に与えた不利益の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案書に記載された是正策が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性及び関係調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

(4) 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は、少数意見を報告書に付記するものとする。

(5) [略]

(6) 関係調達機関は、原則として、委員会の提案に従うものとし、提案に従わない場合には、提案書を受領した後10日以内（公共事業に係る苦情の申立てについては、60日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。

(7) 委員会は、報告書及び提案書に関する苦情申立人、関係調達機関及び参加者以外の者からの照会に応じる。

(8) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法令に違反する事実を発見した場合には、適当な機関による措置を求めため、当該機関に通報する。

## 7 迅速処理

(1) 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から書面で苦情の迅速処理の要請があった場合には、この項に定める手続（以下「迅速処理の手続」という。）により苦情処理を

。

(2) 委員会は、迅速処理の要請を受理した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対しその旨を通知する。

(3) 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

ア 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、5(9)に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受理した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後5日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

イ 委員会は、苦情が申し立てられた後45日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては、25日以内）に、検討の結果報告書及び提案書を文書で作成する。

#### 8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況をとりまとめ、その概要を定期的に公表する。

#### 9 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から3年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあっては、5年間）、当該調達に係る文書を保管しなければならない。

#### 10 適用

(1) 協定に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額によるものとする。

(2) 本処理手続は、平成8年1月1日以降に申し立てられた苦情について適用する。

行うことができる。

(2) 迅速処理の手続を行うときは、委員会は、(1)の迅速処理の要請に係る書面を受理した後直ちに、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対しその旨及びその理由を通知する。

(3) 迅速処理の手続は、次のとおりとする。

ア 関係調達機関は、委員会から(2)の規定による通知を受領した後6作業日以内に、5(10)アの報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後5日以内に、委員会に書面により意見を提出する機会を与える。委員会は、当該意見を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

イ 委員会は、苦情が申し立てられた後45日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情の申立てについては、25日以内）に、検討の結果に係る報告書及び提案書を作成する。

#### 8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、この処理手続に係る苦情の受付及び処理の状況をとりまとめ、その概要を定期的に公表する。

#### 9 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情処理手続に資するため、契約による調達を行った場合には、当該契約の締結の日から3年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあっては、5年間）、当該調達に係る文書（電磁的記録によるものであって、当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのものを含む。）を保存しなければならない。

#### 10 適用

(1) 協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ、総務大臣の定める額によるものとする。

(2) この処理手続は、平成26年4月16日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日以前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものについては、な

お従前の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

政府調達に関する苦情の処理手続細則（平成11年10月1日）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>1 苦情の申立て</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 協議の終了</p> <p>手続2(2)に基づく協議は、供給者、調達機関のいずれからも打ち切ることができる。</p> <p>(3) [略]</p> <p>4 苦情の検討の手続</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 7作業日の緩やかな解釈</p> <p>手続5(2)に基づく苦情申立ての却下については、7日間では判断が困難なこともあり得るので、申立て後「7作業日」以内に却下することを基本原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後7作業日」を経過した後に却下することができる。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 苦情申立てを受理した場合の公示方法</p> <p>手続5(5)の規定に基づく公示は、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」（平成9年2月26日岩手県政府調達苦情検討委員会決定）により行う。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(7) 代理人についての承認の申請の方式等</p> <p>ア 弁護士である代理人の権限を証明する手続5(7)クの書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。</p> <p>イ 弁護士以外の者を代理人とすることにつき手続5(7)カの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。</p> <p>ウ イの書面には、代理人の権限を証明する手続5(7)クの書面を添付しなければならない。</p> <p>(8) 補佐人についての承認の申請の方式</p> <p>手続5(7)コの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。</p> <p>(9) 利害関係を有する者の定義</p> <p>手続5(7)タの「当該調達に関して実質的な利害関係を有する者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士</p>	<p>1 苦情の申立て</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 協議の終了</p> <p>手続2(2)に基づく協議は、供給者、調達機関のいずれからも、<u>書面による通知をもって</u>打ち切ることができる。</p> <p>(3) [略]</p> <p>4 苦情の検討の手続</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 10作業日の緩やかな解釈</p> <p>手続5(3)に基づく苦情申立ての却下については、10日間では判断が困難なこともあり得るので、申立て後「10作業日」以内に却下することを基本原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後10作業日」を経過した後に却下することができる。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 苦情申立てを受理した場合の公示方法</p> <p>手続5(6)の規定に基づく公示は、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」（平成9年2月26日岩手県政府調達苦情検討委員会決定）により行う。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(7) 代理人についての承認の申請の方式等</p> <p>ア 弁護士である代理人の権限を証明する手続5(8)クの書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。</p> <p>イ 弁護士以外の者を代理人とすることにつき手続5(8)カの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。</p> <p>ウ イの書面には、代理人の権限を証明する手続5(8)クの書面を添付しなければならない。</p> <p>(8) 補佐人についての承認の申請の方式</p> <p>手続5(8)コの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。</p> <p>(9) 利害関係を有する者の定義</p> <p>手続5(8)タの「当該調達に関して実質的な利害関係を有する者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士</p>

<p>等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。</p> <p>(10) 苦情申立ての取下げ</p> <p>ア 手続5(8)の規定に基づく取下げは書面をもって行わなければならない。</p> <p>イ 委員会は、手続5(8)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、<u>書面</u>をもって、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(11) 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開</p> <p>委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続5(9)アの規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。</p> <p>(12) 商業上の秘密情報の定義</p> <p>手続5(9)ウの「<u>商業上の秘密情報</u>」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。</p> <p>5 検討の結果及び提案</p> <p>(1) <u>報告書への少数意見の記載</u></p> <p><u>委員会は、手続6(1)に基づく報告書の作成に当たり、委員が少数意見の公表を求めた場合には、少数意見を報告書に付記することができる。</u></p> <p>(2) <u>検討結果及び提案の公表について</u></p> <p>手続6(1)及び6(2)の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。</p>	<p>等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。</p> <p>(10) 苦情の申立ての取下げ</p> <p>ア 手続5(9)の規定に基づく取下げは書面をもって行わなければならない。</p> <p>イ 委員会は、手続5(9)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、<u>文書</u>をもって、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(11) 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開</p> <p>委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続5(10)アの規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。</p> <p>(12) 営業上の秘密情報の定義</p> <p>手続5(8)セ及び(10)ウの「<u>営業上の秘密</u>」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。</p> <p>5 検討の結果及び提案</p> <p>手続6(1)及び6(2)の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

区分	額
物品等の調達契約	三千三百万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	二十四億七千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	二億四千万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	三千三百万円

○ 総務省庄巨第十八号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成二十八年一月二十五日

総務大臣 山本 早苗

○ 「政府調達に関する協定」の対象となる契約の適用基準額の推移

(単位：円)

区分	期間				
	H20. 4. 1～ H22. 3. 31	H22. 4. 1～ H24. 3. 31	H24. 4. 1～ H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H28. 3. 31	H28. 4. 1～ H30. 3. 31
物品等の調達契約	3千5百万	3千万	2千5百万	2千7百万	3千3百万
特定役務のうち建設工事の調達契約	26億3千万	23億	19億4千万	20億2千万	24億7千万
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリングサービスその他の技術的サービスの調達契約	2億6千万	2億3千万	1億9千万	2億	2億4千万
特定役務のうち上記以外の調達契約	3千5百万	3千万	2千5百万	2千7百万	3千3百万

# 平成27年度の特定調達契約状況について

報告第3号

(平成28年2月末現在)

## 1 総括表

【上段：件数(件)/下段：金額(円)】

区分 部局等名	調達種別				総計
	1 物品等	2 建設工事	3 建築等	4 その他	
01秘書広報室					0
					0
02総務部				5	5
				238,989,960	238,989,960
03政策地域部				2	2
				54,648,000	54,648,000
04環境生活部				5	5
				889,421,040	889,421,040
05保健福祉部		1			1
		5,713,200,000			5,713,200,000
06商工労働観光部					0
					0
07農林水産部		2		1	3
		2,788,560,000		37,260,000	2,825,820,000
08県土整備部	2	8			10
	158,112,000	29,461,283,169			29,619,395,169
09復興局					0
					0
10国体・障がい者局					0
					0
11出納局	6			3	9
	883,233,720			87,658,166	970,891,886
12教育委員会	1			2	3
	25,045,200			209,304,000	234,349,200
13医療局	17			12	29
	2,135,949,480			1,939,963,608	4,075,913,088
14企業局					0
					0
15広域振興局	25			5	30
	619,053,840			82,936,277	701,990,117
16警察本部				3	3
				259,328,181	259,328,181
17その他					0
					0
総計	51	11	0	38	100
	3,821,394,240	37,963,043,169	0	3,799,509,232	45,583,946,641

※ 単価契約による調達分(29件)は、予定数量を参考に、単価を乗じ括弧書きの金額を集計していること。

※ 落札決定の告示がなされていない調達分(36件、取消し含む)は、金額が未確定であることから、件数、金額ともに集計していないこと。

2 平成27年度特定調達契約公示状況一覧表

No.	入札公告日	落札公告日	調達種別	調達内容	部局等名	担当部局	担当課名	落札等日	落札者	落札金額(円)	契約種別	随意契約理由等
1	H27.1.16	H27.4.24	4 その他	ア 複写機の賃貸借及び保守(モノクロ複写機)一式(モノクロ複写機(30≤ipm)12台 モノクロ複写機(40≤ipm)10台 モノクロ複写機(60≤ipm)14台 モノクロ複写機(70≤ipm)26台)	11出納局	出納局		H27.2.27	ア 富士ゼロックス岩手株式会社	(33,814,713)	一般競争入札	
2	H27.1.16	H27.4.24	4 その他	イ 複写機の賃貸借及び保守(カラー複写機)一式(カラー複写機(30≤ipm)24台)	11出納局	出納局		H27.2.27	イ 株式会社アイ・イーグループ	(32,839,797)	一般競争入札	
3	H27.1.16	H27.5.1	4 その他	ア 複写機の賃貸借及び保守(モノクロ複写機)一式(モノクロ複写機(30≤ipm)14台 モノクロ複写機(40≤ipm)13台 モノクロ複写機(60≤ipm)16台 モノクロ複写機(70≤ipm)4台)	15広域振興局	広域振興局	盛岡)経営企画部	H27.2.25	ア アイ・イーグループ株式会社	(19,159,869)	一般競争入札	
4	H27.1.16	H27.5.1	4 その他	イ 複写機の賃貸借及び保守(カラー複写機)一式(カラー複写機(30≤ipm)22台)	15広域振興局	広域振興局	盛岡)経営企画部	H27.2.25	イ 株式会社花巻事務機	(15,227,740)	一般競争入札	
5	H27.1.16	H27.4.24	4 その他	ア 複写機の賃貸借及び保守(モノクロ複写機)一式(モノクロ複写機(30≤ipm)16台 モノクロ複写機(40≤ipm)8台 モノクロ複写機(50≤ipm)10台 モノクロ複写機(60≤ipm)12台 モノクロ複写機(70≤ipm)10台)	11出納局	広域振興局	県南)総務部	H27.2.27	ア エクナ株式会社	(21,003,656)	一般競争入札	
6	H27.1.16	H27.4.24	4 その他	イ 複写機の賃貸借及び保守(カラー複写機)一式(カラー複写機(30≤ipm)16台 カラー複写機(40≤ipm)24台 カラー複写機(50≤ipm)3台)	15広域振興局	広域振興局	県南)総務部	H27.2.27	イ 富士ゼロックス岩手株式会社	(26,142,309)	一般競争入札	
7	H27.1.16	H27.5.8	4 その他	岩手県立病院等清掃業務委託一式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.2.27	岩手県ビル管理事業協同組合	587,476,800	一般競争入札	
8	H27.1.30	H27.4.28	4 その他	県庁舎清掃及び冷暖房設備運転管理業務一式	02総務部	総務部	管財課	H27.3.24	岩手県ビル管理事業協同組合	61,167,960	一般競争入札	
9	H27.2.3	H27.5.12	4 その他	ア 複写機の賃貸借及び保守(モノクロ複写機)一式(モノクロ複写機(30≤ipm)5台 モノクロ複写機(40≤ipm)3台 モノクロ複写機(50≤ipm)1台 モノクロ複写機(60≤ipm)8台 モノクロ複写機(70≤ipm)4台)	15広域振興局	広域振興局	沿岸)経営企画部	H27.3.16	ア キャノンマーケティングジャパン株式会社	(9,782,451)	一般競争入札	
10	H27.2.3	H27.5.12	4 その他	イ 複写機の賃貸借及び保守(カラー複写機)一式(カラー複写機(30≤ipm)4台 カラー複写機(50≤ipm)7台)	15広域振興局	広域振興局	沿岸)経営企画部	H27.3.16	イ 富士ゼロックス岩手株式会社	(12,623,908)	一般競争入札	
11	H27.2.6	H27.4.21	1 物品等	ア 灯油JIS1号 約304キロリットル	15広域振興局	広域振興局	盛岡)経営企画部	H27.3.24	岩手県石油商業協同組合	(23,310,720)	一般競争入札	
12	H27.2.6	H27.4.21	1 物品等	イ 灯油JIS1号 約207キロリットル	15広域振興局	広域振興局	盛岡)経営企画部	H27.3.24	岩手県石油商業協同組合	(16,990,560)	一般競争入札	
13	H27.2.6	H27.4.21	1 物品等	ウ 灯油JIS1号 約244キロリットル	15広域振興局	広域振興局	盛岡)経営企画部	H27.3.24	岩手県石油商業協同組合	(20,554,560)	一般競争入札	
14	H27.2.6	H27.4.21	1 物品等	エ 重油JIS1種1号 約442キロリットル	15広域振興局	広域振興局	盛岡)経営企画部	H27.3.24	岩手県石油商業協同組合	(33,892,560)	一般競争入札	
15	H27.2.6	H27.4.21	1 物品等	オ 重油JIS1種1号 約192キロリットル	15広域振興局	広域振興局	盛岡)経営企画部	H27.3.24	岩手県石油商業協同組合	(16,692,480)	一般競争入札	
16	H27.2.6	H27.4.21	1 物品等	カ 重油JIS1種2号 約242キロリットル	15広域振興局	広域振興局	盛岡)経営企画部	H27.3.24	岩手県石油商業協同組合	(18,295,200)	一般競争入札	
17	H27.2.6	H27.4.21	1 物品等	キ 重油JIS1種2号 約222キロリットル	15広域振興局	広域振興局	盛岡)経営企画部	H27.3.24	岩手県石油商業協同組合	(18,941,040)	一般競争入札	
18	H27.2.6	H27.4.21	1 物品等	ア 灯油JIS1号 約216キロリットル	15広域振興局	広域振興局	県南)総務部	H27.3.20	岩手県石油商業協同組合	(18,662,400)	一般競争入札	



2 平成27年度特定調達契約公示状況一覧表

No.	入札公告日	落札公告日	調達種別	調達内容	部局等名	担当部局	担当課名	落札等日	落札者	落札金額(円)	契約種別	随意契約理由等
19	H27.2.6	H27.4.21	1 物品等	イ 灯油 J I S 1 号 約748キロリットル	15広域振興局	広域振興局	県南) 総務部	H27.3.20	岩手県石油商業協同組合	(63,011,520)	一般競争入札	
20	H27.2.6	H27.4.21	1 物品等	ウ 重油 J I S 1 種 1 号 約101キロリットル	15広域振興局	広域振興局	県南) 総務部	H27.3.20	岩手県石油商業協同組合	(9,599,040)	一般競争入札	
21	H27.2.6	H27.4.21	1 物品等	エ 重油 J I S 1 種 1 号 約338キロリットル	15広域振興局	広域振興局	県南) 総務部	H27.3.20	第一物産株式会社北上支店	(26,538,408)	一般競争入札	
22	H27.2.6	H27.4.21	1 物品等	オ 重油 J I S 1 種 2 号 約323キロリットル	15広域振興局	広域振興局	県南) 総務部	H27.3.20	岩手県石油商業協同組合	(30,349,080)	一般競争入札	
23	H27.2.6	H27.4.21	1 物品等	カ 重油 J I S 1 種 2 号 約246キロリットル	15広域振興局	広域振興局	県南) 総務部	H27.3.20	岩手県石油商業協同組合	(19,128,960)	一般競争入札	
24	H27.2.10	H27.6.12	1 物品等	ア ハイオクガソリン J I S 1 号 約173,000リットル	11出納局	出納局		H27.3.24	岩手県石油商業協同組合	(25,970,760)	一般競争入札	
25	H27.2.10	H27.6.12	1 物品等	イ レギュラーガソリン J I S 2 号 約692,000リットル	11出納局	出納局		H27.3.24	岩手県石油商業協同組合	(95,662,080)	一般競争入札	
26	H27.2.10	H27.6.12	1 物品等	ウ 軽油 J I S 1 号 約90,000リットル	11出納局	出納局		H27.3.24	岩手県石油商業協同組合	(10,460,880)	一般競争入札	
27	H27.2.24	H27.4.21	4 その他	平成27年度公共用水域水質及び地下水質分析調査 一式	04環境生活部	環境生活部	環境保全課	H27.3.18	一般社団法人岩手県薬剤師会検査センター	22,680,000	一般競争入札	
28	H27.2.27	H27.4.17	4 その他	平成27年度岩手・青森県境不法投棄現場汚染水処理業務 一式	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H27.3.25	日本国土開発株式会社	194,400,000	一般競争入札	
29		H27.4.17	4 その他	平成27年度岩手県立病院N E C 電子カルテシステム保守業務 一式	13医療局	医療局		H27.3.30	日本電気株式会社	134,845,560	随意契約	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
30		H27.4.21	4 その他	平成27年度岩手県立病院医事ネットワークシステム等運営業務委託 一式	13医療局	医療局	医事企画課	H27.3.27	株式会社アイシーエス	109,296,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号に該当
31	H27.2.27	H27.5.12	4 その他	岩手県次期電子申請サービス提供業務 一式	03政策地域部	政策地域部	情報政策課	H27.4.17	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	34,128,000	一般競争入札	
32	H27.3.13	H27.5.19	1 物品等	手術用支援ロボット 1 式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.4.22	共立医科器械株式会社	369,011,160	一般競争入札	
33	H27.3.27	H27.7.3	2 建設工事	二級河川盛川筋塩場地区河川災害復旧(23災635号)右岸3工区ほか工事	08県土整備部	県土整備部	砂防災害課	H27.6.10	株式会社竹中土木	6,140,664,000	一般競争入札	
34	H27.3.31	H27.6.19	1 物品等	再生複写用紙(A4) 約26,000箱	11出納局	出納局		H27.4.17	株式会社木津屋本店	(39,031,200)	一般競争入札	
35	H27.4.10	H27.8.7	2 建設工事	漁業取締船「岩鷲」中間検査及び上架修理工事 一式	07農林水産部	農林水産部	岩手県漁業取締事務所	H27.5.20	有限会社釜石造船所	59,832,000	一般競争入札	
36	H27.4.28	H28.2.12	4 その他	災害情報システム構築業務 一式	02総務部	総務部	総合防災室	H28.7.6	株式会社アイシーエス	43,200,000	一般競争入札	
37	H27.5.1	H27.7.21	4 その他	岩手県警察本部交通管制システム上位装置貸借 一式	16警察本部	警察本部	交通規制課	H27.6.15	東京センチュリーリース株式会社	183,118,320	一般競争入札	
38	H27.5.8	H27.7.10	4 その他	岩手県立学校(24校)教育用コンピュータシステム及びその据付け、調整、保守等 一式	12教育委員会	教育委員会	教育企画室	H27.6.17	株式会社リードコナン	165,888,000	一般競争入札	
39	H27.5.15	H27.7.21	1 物品等	多項目自動血球分析装置 1式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.6.24	共立医科器械株式会社	48,060,000	一般競争入札	
40		H27.5.19	4 その他	医用画像情報システム(R I S / P A C S / C R)に係る保守点検業務委託 一式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.3.23	富士フィルムメディカル株式会社	59,233,248	随意契約	特例政令第10条第1項第1号に該当
41	H27.5.22	H27.7.21	1 物品等	ア 血管造影 X 線診断装置 一式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.7.1	共立医科器械株式会社	192,780,000	一般競争入札	
42	H27.5.22	H27.7.21	1 物品等	イ 超伝導磁気共鳴画像診断装置 一式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.7.1	共立医科器械株式会社	180,360,000	一般競争入札	
43	H27.5.26	H27.8.7	4 その他	岩手県団体内統合利用番号連携サーバー構築業務 一式	03政策地域部	政策地域部	情報政策課	H27.7.13	株式会社アイシーエス	20,520,000	一般競争入札	
44	H27.6.5	H27.8.11	1 物品等	岩手県立図書館図書情報システム 1 式	15広域振興局	広域振興局	盛岡) 経営企画部	H27.7.15	株式会社アイシーエス	33,156,000	一般競争入札	
45		H27.6.12	4 その他	岩手県立宮古病院新医療情報システムサーバー構築業務	13医療局	医療局	医事企画課	H27.5.12	株式会社アイシーエス	58,536,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号に該当
46	H27.6.16	H27.8.25	4 その他	平成27年度岩手丸上架修理工事 一式	07農林水産部	農林水産部	岩手県水産技術センター	H27.8.3	函館どつく株式会社室蘭製作所	37,260,000	一般競争入札	
47	H27.6.19	H27.8.18	1 物品等	自動入金機 12台	13医療局	医療局	医事企画課	H27.7.30	株式会社アイシーエス	40,046,400	一般競争入札	
48	H27.6.23	H27.8.11	1 物品等	空港用拘束スノーバ除雪車(自走式) 1 式	08県土整備部	県土整備部	空港課	H27.8.3	株式会社加藤製作所	39,852,000	一般競争入札	

2 平成27年度特定調達契約公示状況一覧表

No.	入札公告日	落札公告日	調達種別	調達内容	部局等名	担当部局	担当課名	落札等日	落札者	落札金額(円)	契約種別	随意契約理由等
49	H27.6.23	H27.8.11	1 物品等	化学消防自動車 1式	08県土整備部	県土整備部	空港課	H27.8.3	帝国繊維株式会社	118,260,000	一般競争入札	
50	H27.6.26	H27.10.9	2 建設工事	岩手県立療育センター及び岩手県立盛岡となん支援学校(仮称)新築(建築)工事	05保健福祉部	保健福祉部	障がい保健福祉課	H27.9.9	鹿島建設(株)・(株)熊谷組・菱和建設(株)特定共同企業体	5,713,200,000	一般競争入札	
51		H27.6.26	4 その他	二戸病院新医療情報システムサーバ構築業務委託 1式	13医療局	医療局	医事企画課	H27.5.27	株式会社アイシーエス	58,536,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号に該当
52	H27.6.30	H27.9.15	4 その他	いわて県民情報交流センター情報システム更新及び保守管理等業務 1式	04環境生活部	政策地域部	若者女性協働推進室	H27.8.21	東日本電信電話株式会社	306,527,760	一般競争入札	
53		H27.6.30	4 その他	社会補償・税番号制度導入に伴うシステム改修業務 1式	02総務部	総務部	税務課	H27.6.22	株式会社アイシーエス	48,870,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号に該当
54	H27.7.3	H27.10.2	1 物品等	除雪トラック(10t級)1台	15広域振興局	広域振興局	県北)経営企画部	H27.8.17	UDトラック岩手株式会社	26,892,000	一般競争入札	
55	H27.7.3	H27.10.2	1 物品等	岩手県立中部病院医療情報システム更新端末機器 1式	13医療局	医療局	医事企画課	H27.8.25	日本電気株式会社	138,024,000	一般競争入札	
56	H27.7.3	H27.10.9	2 建設工事	大浦漁港海岸災害復旧(23災第681号防潮堤その3)工事	07農林水産部	農林水産部	漁港漁村課	H27.9.9	(株)銭高組・(株)佐々木組特定共同企業体	2,728,728,000	一般競争入札	
57	H27.7.3	H27.10.9	2 建設工事	宮古海岸藤原地区防潮堤その4工事	08県土整備部	県土整備部	港湾課	H27.9.9	前田建設工業株式会社	2,126,851,321	一般競争入札	
58	H27.7.3	H27.10.9	2 建設工事	主要地方道重茂半島線(仮称)熊の平トンネル築造ほか工事	08県土整備部	県土整備部	道路建設課	H27.9.9	(株)フジタ・大日本土木(株)・(株)佐々木組特定共同企業体	2,798,172,000	一般競争入札	
59	H27.7.3		2 建設工事	一般国道106号宮古西道路(仮称)田鎖トンネル築造ほか工事	08県土整備部	県土整備部	道路建設課	H27.9.4	三井住友建設(株)・(株)本間組・(株)中村建設特定共同企業体	3,684,960,000	一般競争入札	
60	H27.7.3	H27.10.9	2 建設工事	二級河川織笠川筋織笠川水門土木工事	08県土整備部	県土整備部	河川課	H27.9.9	西松建設株式会社	3,078,145,324	一般競争入札	
61	H27.7.3	H27.10.9	2 建設工事	二級河川関口川筋関口水門土木工事	08県土整備部	県土整備部	河川課	H27.9.9	西松建設株式会社	3,471,038,524	一般競争入札	
62	H27.7.7		1 物品等	ハイリフトローダー 1台	11出納局	出納局					一般競争入札	
63	H27.7.10	H27.9.18	1 物品等	空港用プラウ除雪車(4t級)2台	15広域振興局	広域振興局	花巻総務センター	H27.8.25	いすゞ自動車東北株式会社岩手支社	30,456,000	一般競争入札	
64	H27.7.14	H27.11.6	1 物品等	ロータリ除雪車(2.2m級)1台	15広域振興局	広域振興局	盛岡)経営企画部	H27.8.26	双葉重車輻株式会社	29,484,000	一般競争入札	
65	H27.7.17	H27.9.15	1 物品等	温冷配膳車 32台	13医療局	医療局	業務支援課	H27.8.26	株式会社中西製作所	53,755,920	一般競争入札	
66	H27.7.21		1 物品等	除雪ドーザ(11t級、車輪式)1台	15広域振興局	広域振興局	宮古地域振興センター				一般競争入札	
67	H27.7.21		1 物品等	除雪グレーダ(4.3m級)1台	15広域振興局	広域振興局	宮古地域振興センター				一般競争入札	
68	H27.7.24	H27.10.2	1 物品等	ロータリ除雪車(2.6m級)1台	15広域振興局	広域振興局	花巻総務センター	H27.9.2	株式会社KCMJ盛岡営業所	28,296,000	一般競争入札	
69	H27.7.24	H27.10.2	1 物品等	ロータリ除雪車(2.2m級)1台	15広域振興局	広域振興局	花巻総務センター	H27.9.2	双葉重車輻株式会社	34,020,000	一般競争入札	
70	H27.7.24	H27.10.2	1 物品等	除雪ドーザ(18t級、車輪式)2台	15広域振興局	広域振興局	花巻総務センター	H27.9.2	株式会社KCMJ盛岡営業所	41,040,000	一般競争入札	
71	H27.7.24	H27.11.17	4 その他	ア業務件名 岩手県警察本部庁舎で使用する電気の供給 イ数量 (ア)契約電力 500キロワット (イ)使用予定電力量 1,636,280キロワット時	16警察本部	警察本部	警務部会計課	H27.9.17	株式会社F-Power	30,711,071	一般競争入札	
72	H27.7.24	H27.11.17	4 その他	ア業務件名 盛岡東警察署庁舎で使用する電気の供給 イ数量 (ア)契約電力 常用電力500キロワット及び融雪用電力235キロワット (イ)使用予定電力量 2,430,732キロワット時	16警察本部	警察本部	警務部会計課	H27.9.17	東北電力株式会社	45,498,790	一般競争入札	
73	H27.7.31	H27.10.9	1 物品等	宮古病院新医療情報システム端末等機器 1式	13医療局	医療局	医事企画課	H27.9.9	株式会社アイシーエス	64,800,000	一般競争入札	
74	H27.7.31	H27.10.16	1 物品等	ア全身用X線CT診断装置 1式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.9.9	ア コニカミルタス株式会社	212,760,000	一般競争入札	
75	H27.7.31	H27.10.16	1 物品等	イ磁気共鳴イメージング装置 1式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.9.9			一般競争入札	
76	H27.7.31	H27.10.16	1 物品等	ウ臨床検査システム 1式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.9.9	ウ株式会社南部医理科	59,076,000	一般競争入札	

2 平成27年度特定調達契約公示状況一覧表

No.	入札公告日	落札公告日	調達種別	調達内容	部局等名	担当部局	担当課名	落札等日	落札者	落札金額(円)	契約種別	随意契約理由等
77	H27.7.31	H27.10.16	1 物品等	エ 放射線治療計画システム 1式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.9.9	エ 共立医科器械株式会社	44,604,000	一般競争入札	
78	H27.7.31	H28.2.12	1 物品等	県立学校におけるいわて教育情報ネットワーク及び情報化教育用コンピュータシステムの端末用ソフトウェアライセンス 2,804本	12教育委員会	教育委員会	学校教育室	H28.9.10	株式会社リードコナン	25,045,200	一般競争入札	
79	H27.8.7	H27.10.16	1 物品等	ア 血管造影X線診断装置 1式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.9.16	ア 共立医科器械株式会社	183,384,000	一般競争入札	
80	H27.8.7	H27.10.16	1 物品等	イ 放射線画像管理システム 1式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.9.16	イ 共立医科器械株式会社	57,132,000	一般競争入札	
81	H27.8.7	H27.10.16	1 物品等	ウ 一般撮影用平面検出器システム 1式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.9.16	ウ 江渡商事株式会社	79,812,000	一般競争入札	
82	H27.8.7	H27.10.16	1 物品等	エ 線形加速器システム(バージョンアップ) 1式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.9.16	エ 共立医科器械株式会社	89,964,000	一般競争入札	
83		H27.8.7	4 その他	岩手県立久慈病院医療情報システム更新業務 1式	13医療局	医療局	医事企画課	H27.7.14	日本電気株式会社	205,200,000	随意契約	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
84		H27.8.11	4 その他	平成27年度岩手県保管ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務委託	04環境生活部	環境生活部	資源循環推進課	H27.8.3	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	316,673,280	随意契約	特例政令第10条第1項第1号に該当
85	H27.8.18		4 その他	平成27年度岩手・青森県境不法投棄現場跡地整形業務 1式	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室				一般競争入札	
86	H27.8.28	H27.12.4	4 その他	診療情報統合システム 1式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.10.7	株式会社アストロステージ	54,000,000	一般競争入札	
87		H27.8.28	4 その他	岩手県エルタックス県域共同利用システム機器更改及び運用保守業務 1式	02総務部	総務部	税務課	H27.7.29	株式会社アイシーエス	42,012,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号に該当
88	H27.9.4	H27.11.17	1 物品等	凍結防止剤(塩化ナトリウム) 約3,000トン	15広域振興局	広域振興局	盛岡) 経営企画部	H27.10.14	第一物産株式会社北上支店	(69,660,000)	一般競争入札	
89	H27.9.4	H27.12.18	2 建設工事	大船渡港跡浜地区海岸防潮堤ほか工事	08県土整備部	県土整備部	河川課	H27.11.19	株式会社竹中土木	3,350,052,000	一般競争入札	
90	H27.9.8	H27.11.27	1 物品等	凍結防止剤(塩化ナトリウム) 約35,000袋(25kg/袋)	15広域振興局	広域振興局	県北) 経営企画部	H27.10.19	岩手塩元売株式会社	(24,948,000)	一般競争入札	
91		H27.9.8	4 その他	岩手県予算編成事務等支援システムバージョンアップ及び関連システム移行業務 1式	02総務部	総務部	財政課	H27.8.26	株式会社アイシーエス	43,740,000	随意契約	特例政令第10条第1項第2号に該当
92	H27.9.11	H27.11.20	1 物品等	凍結防止剤(塩化ナトリウム) 約52,640袋(25kg/袋)	15広域振興局	広域振興局	二戸地域振興センター	H27.10.22	株式会社菅文	(33,257,952)	一般競争入札	
93	H27.9.18	H27.11.27	1 物品等	凍結防止剤(塩化ナトリウム) 約141,000袋(25kg/袋)	15広域振興局	広域振興局	県南) 総務部	H27.10.30	株式会社宮澤商店	(81,926,640)	一般競争入札	
94	H27.9.18	H27.12.4	1 物品等	眼科用医療器械セット 1式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.10.28	株式会社ユニホワイト	66,420,000	一般競争入札	
95	H27.9.25	H27.12.25	1 物品等	除雪グレーダ(4.3m級) 1台	15広域振興局	広域振興局	宮古地域振興センター	H27.11.5	コマツいわて株式会社宮古営業所	33,804,000	一般競争入札	
96		H27.10.2	4 その他	岩手県立中部病院医療情報システム機器更新業務 1式	13医療局	医療局	医事企画課	H27.8.27	日本電気株式会社	259,200,000	随意契約	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
97	H27.10.9	H27.12.1	1 物品等	ハイリフトローダー 1台	11出納局	出納局		H27.10.28	第一実業株式会社	31,708,800	一般競争入札	
98		H27.10.16	4 その他	平成27年度岩手・青森県境不法投棄現場跡地整形業務 1式	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H27.9.17	日本国土開発株式会社	49,140,000	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
99		H27.10.16	1 物品等	磁器共鳴イメージング装置 1式	13医療局	医療局	業務支援課	H27.9.9	コセキ株式会社	255,960,000	随意契約	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当
100	H27.10.23		1 物品等	ア 手術部門システム 1式 イ 放射線診断情報システム 1式 ウ 自走装置機能付万能手術台 1式	13医療局	医療局	業務支援課				一般競争入札	
101	H27.11.6		1 物品等	ア 電子内視鏡システム 1式 イ 臨床科学自動分析装置 1式	13医療局	医療局	業務支援課				一般競争入札	

2 平成27年度特定調達契約公示状況一覧表

No.	入札公告日	落札公告日	調達種別	調達内容	部局等名	担当部局	担当課名	落札等日	落札者	落札金額(円)	契約種別	随意契約理由等
102	H27.11.17		1 物品等	ア 内視鏡ファイリングシステム 1式 イ 生理検査統合システム 1式 ウ 整理検査情報システム 1式 エ 臨床検査システム 1式 オ 手術部門システム 1式 カ デジタルX線透視撮影システム 1式	13医療局	医療局	業務支援課				一般競争入札	
103	H27.11.20	H27.12.18	4 その他	平成27年度心とからだの健康観察調査業務 1式	12教育委員会	教育委員会	学校教育室	H27.12.1	富士通株式会社岩手支店	43,416,000	一般競争入札	
104	H27.11.20		2 建設工事	一般国道340号(仮称)押角トンネル築造工事	02総務部	総務部	総務室				一般競争入札	
105	H27.11.27		1 物品等	ア 生理検査システム 1式 イ 放射線情報システム 1式 ウ 動画像DICOMネットワークシステム 1式 エ 内視鏡ファイリングシステム 1式	13医療局	医療局	業務支援課				一般競争入札	
106	H27.12.11		4 その他	都南浄化センター維持管理業務委託 1式	08県土整備部	県土整備部	北上川上流流域下水道事務所				一般競争入札	
107	H27.12.11		4 その他	北上浄化センター維持管理業務委託 1式	08県土整備部	県土整備部	北上川上流流域下水道事務所				一般競争入札	
108	H27.12.11		4 その他	水沢浄化センター維持管理業務委託 1式	08県土整備部	県土整備部	北上川上流流域下水道事務所				一般競争入札	
109	H27.12.11		4 その他	一関浄化センター維持管理業務委託 1式	08県土整備部	県土整備部	北上川上流流域下水道事務所				一般競争入札	
110		H27.12.22	2 建設工事	水門・陸閘自動閉鎖システム(衛星通信系)整備工事 1式	08県土整備部	県土整備部	河川課	H27.11.2	株式会社東芝	4,811,400,000	随意契約	特例政令第10条第1項第6号に該当
111	H27.12.25		1 物品等	ロータリ除雪車(2.6m級) 1台	15広域振興局	広域振興局	盛岡経営企画部				一般競争入札	
112	H27.12.25		1 物品等	ロータリ除雪車(2.6m級) 1台	15広域振興局	広域振興局	盛岡経営企画部				一般競争入札	
113	H27.12.25		1 物品等	除雪グレーダ(4m級) 1台	15広域振興局	広域振興局	盛岡経営企画部				一般競争入札	
114	H27.12.25		1 物品等	除雪グレーダ(4m級) 1台	15広域振興局	広域振興局	盛岡経営企画部				一般競争入札	
115	H27.12.25		1 物品等	除雪グレーダ(4m級) 1台	15広域振興局	広域振興局	盛岡経営企画部				一般競争入札	
116	H27.12.25		1 物品等	除雪グレーダ(4m級) 1台	15広域振興局	広域振興局	盛岡経営企画部				一般競争入札	
117	H27.12.25		1 物品等	除雪グレーダ(4m級) 1台	15広域振興局	広域振興局	盛岡経営企画部				一般競争入札	
118	H28.1.8		1 物品等	除雪トラック(7t級) 1台	15広域振興局	広域振興局	花巻総務センター				一般競争入札	
119	H28.1.15		1 物品等	ア 複写機の賃貸借及び保守(モノクロ複写機) 1式(モノクロ複写機(30≤ipm)5台 モノクロ複写機(40≤ipm)12台 モノクロ複写機(60≤ipm)9台 モノクロ複写機(70≤ipm)23台) イ 複写機の賃貸借及び保守(カラー複写機) 1式(カラー複写機(30≤ipm)8台 カラー複写機(60≤ipm)7台)	11出納局	出納局					一般競争入札	
120	H28.1.15		1 物品等	ア 複写機の賃貸借及び保守(モノクロ複写機) 1式(モノクロ複写機(30≤ipm)2台 モノクロ複写機(40≤ipm)16台 モノクロ複写機(60≤ipm)8台 モノクロ複写機(70≤ipm)10台) イ 複写機の賃貸借及び保守(カラー複写機) 1式(カラー複写機(30≤ipm)14台 カラー複写機(50≤ipm)16台)	15広域振興局	広域振興局	盛岡)経営企画部				一般競争入札	

2 平成27年度特定調達契約公示状況一覧表

No.	入札公告日	落札公告日	調達種別	調達内容	部局等名	担当部局	担当課名	落札等日	落札者	落札金額(円)	契約種別	随意契約理由等
121	H28.1.15		1 物品等	ア 複写機の賃貸借及び保守(モノクロ複写機)一式(モノクロ複写機(30≤ipm)19台 モノクロ複写機(40≤ipm)4台 モノクロ複写機(50≤ipm)9台 モノクロ複写機(60≤ipm)10台 モノクロ複写機(70≤ipm)3台) イ 複写機の賃貸借及び保守(カラー複写機)一式(カラー複写機(30≤ipm)8台 カラー複写機(40≤ipm)12台 カラー複写機(50≤ipm)8台)	15広域振興局	広域振興局	県南)総務部				一般競争入札	
122	H28.1.15		4 その他	岩手県立病院等清掃業務委託 一式	13医療局	医療局	業務支援課				一般競争入札	
123	H28.1.29		4 その他	県庁舎清掃及び冷暖房設備運転管理業務 一式	02総務部	総務部	管財課				一般競争入札	
124		H28.1.29	4 その他	岩手県立宮古病院新医療情報システム構築業務 一式	13医療局	医療局	医事企画課	H27.12.17	株式会社アイシーエス	266,760,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号に該当
125		H28.1.29	4 その他	岩手県立二戸病院新医療情報システム導入(再構築)業務 一式	13医療局	医療局	医事企画課	H27.12.22	株式会社アイシーエス	114,480,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号に該当
126		H28.1.29	4 その他	平成27年度患者情報データベースシステム機能改修業務 一式	13医療局	医療局	医事企画課	H27.12.25	株式会社アイシーエス	32,400,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号に該当
127	H28.2.5		1 物品等	再生複写用紙(A4) 約30,000箱	11出納局	出納局					一般競争入札	
128	H28.2.5		1 物品等	しいたけ原木用非破壊検査機 1式	11出納局	出納局					一般競争入札	
129	H28.2.5		1 物品等	ア ハイオクガソリン(JIS1号) 約168,000リットル イ レギュラーガソリン(JIS2号) 約648,000リットル ウ 軽油(JIS1号) 約92,000リットル	11出納局	出納局					一般競争入札	
130	H28.2.5		1 物品等	ア 灯油JIS1号 約280キロリットル イ 灯油JIS1号 約220キロリットル ウ 灯油JIS1号 約251キロリットル エ 重油JIS1種1号 約362キロリットル オ 重油JIS1種1号 約219キロリットル カ 重油JIS1種2号 約238キロリットル キ 重油JIS1種2号 約226キロリットル	15広域振興局	広域振興局	盛岡)経営企画部				一般競争入札	
131	H28.2.5		1 物品等	ア 灯油JIS1号 約206キロリットル イ 灯油JIS1号 約725キロリットル ウ 重油JIS1種1号 約134キロリットル エ 重油JIS1種1号 約321キロリットル オ 重油JIS1種2号 約298キロリットル カ 重油JIS1種2号 約244キロリットル	15広域振興局	広域振興局	県南)総務部				一般競争入札	
132		H28.2.16	1 物品等	岩手県財務会計システム改修業務 一式	11出納局	出納局		H28.1.12	株式会社アイシーエス	680,400,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号に該当
133	H28.2.19		4 その他	岩手県次期統合型地理情報システム構築及び運用保守業務 一式	03政策地域部	政策地域部	情報政策課				一般競争入札	
134	H28.2.19		1 物品等	A重油JIS1種2号 約10,190.8キロリットル	13医療局	医療局	業務支援課				一般競争入札	
135	H28.2.26		4 その他	平成28年度岩手・青森県境不法投棄現場汚染水処理業務 一式	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室				一般競争入札	
136	H28.2.26		4 その他	平成28年度岩手・青森県境不法投棄現場跡地整形業務 一式	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室				一般競争入札	

## 平成28年度政府調達計画総括表

平成28年2月調査  
【単位：件数】

区分	調達種別				総計
	1 物品等	2 建設工事	3 建築等サービス	4 その他	
調達担当部局等					
01秘書広報室					
02総務部				2	2
03政策地域部	1			7	8
04環境生活部					
05保健福祉部	1				1
06商工労働観光部					
07農林水産部			2		2
08県土整備部			2		2
09復興局				2	2
10国体・障がい者局					
11出納局	3				3
12教育委員会	1			3	4
13医療局	23			14	37
14企業局				1	1
15広域振興局	5				5
16警察本部				4	4
17その他					
総計	34	4		33	71

平成28年度特定調達計画一覧表（調達種別、調達担当部局等順）

No.	調達種別	特定調達契約内容	契約予定年月	契約方法	随意契約の理由	調達担当部局等	契約担当課等
1	1 物品等	ひとり一台端末更新	平成28年9月	一般競争入札		03政策地域部	情報政策課
2	1 物品等	抗インフルエンザウィルス薬	平成28年8月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	05保健福祉部	医療政策室
3	1 物品等	複写機の賃貸借及び保守（モノクロ及びカラー複写機）	平成28年4月	一般競争入札		11出納局	出納局
4	1 物品等	再生複写用紙A4	平成28年4月	一般競争入札		11出納局	出納局
5	1 物品等	自動車燃料（盛岡地区）	平成28年4月	一般競争入札		11出納局	出納局
6	1 物品等	教員用パソコンリース	平成28年10月	一般競争入札		12教育委員会	学校教育室
7	1 物品等	X線平面検出器出力読取式デジタルラジオグラフィ	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
8	1 物品等	整形外科用手術台システム	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
9	1 物品等	透析液供給装置・中央監視装置	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
10	1 物品等	据置型デジタル式乳房用X線診断装置	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
11	1 物品等	生理機能検査データ管理システム	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
12	1 物品等	診療情報統合システム	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
13	1 物品等	手術部門システム	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
14	1 物品等	生理検査統合システム	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
15	1 物品等	手術部門システム	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
16	1 物品等	透析通信システム	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
17	1 物品等	透析液液供給装置	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
18	1 物品等	全身用X線CT診断装置	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課

No.	調達種別	特定調達契約内容	契約予定年月	契約方法	随意契約の理由	調達担当部局等	契約担当課等
19	1 物品等	線形加速器バージョンアップ	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
20	1 物品等	X線平面検出器出力読取式デジタルラジオグラフ	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
21	1 物品等	放射線情報システム	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
22	1 物品等	生体情報管理システム	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
23	1 物品等	線形加速器バージョンアップ	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
24	1 物品等	全自動・洗浄・除染・乾燥装置	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
25	1 物品等	放射線モニタリングシステム	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
26	1 物品等	超電導磁石式全身用MR装置	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
27	1 物品等	据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
28	1 物品等	線形加速器バージョンアップ	平成28年7月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
29	1 物品等	A重油	平成28年4月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
30	1 物品等	複写機の賃貸借及び保守（モノクロ及びカラー複写機）	平成28年4月	一般競争入札		15広域振興局	盛岡広域振興局経営企画部
31	1 物品等	灯油及び重油	平成28年4月	一般競争入札		15広域振興局	盛岡広域振興局経営企画部
32	1 物品等	複写機の賃貸借及び保守（モノクロ及びカラー複写機）	平成28年4月	一般競争入札		15広域振興局	県南広域振興局総務部
33	1 物品等	灯油及び重油	平成28年4月	一般競争入札		15広域振興局	県南広域振興局総務部
34	1 物品等	凍結防止剤（塩化ナトリウム）	平成28年11月	一般競争入札		15広域振興局	県北広域振興局二戸地域振興センター
35	2 建設工事	綾里漁港海岸災害復旧（23災第558号港地区防潮堤その1）工事	平成29年3月	一般競争入札		07農林水産部	漁港漁村課
36	2 建設工事	大船渡漁港海岸高潮対策（細浦地区防潮堤その2）工事	平成29年3月	一般競争入札		07農林水産部	漁港漁村課
37	2 建設工事	一般国道107号（仮称）梁川トンネル築造工事	平成28年7月	一般競争入札		08県土整備部	道路建設課



No.	調達種別	特定調達契約内容	契約予定年月	契約方法	随意契約の理由	調達担当部局等	契約担当課等
38	2 建設工事	主要地方道一関北上線（仮称）柵の瀬橋上部工工事	平成28年10月	一般競争入札		08県土整備部	道路建設課
39	4 その他	県庁舎清掃等及び冷暖房運転管理業務	平成28年4月	一般競争入札		02総務部	管財課
40	4 その他	税務総合オンラインシステム改修業務	平成28年9月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	02総務部	税務課
41	4 その他	いわて情報ハイウェイ保守業務委託	平成28年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	03政策地域部	情報政策課
42	4 その他	岩手県オンラインシステム運営管理業務委託	平成28年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	03政策地域部	情報政策課
43	4 その他	行政情報ネットワーク運営管理業務委託	平成28年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	03政策地域部	情報政策課
44	4 その他	行政情報ネットワーク機器更新業務委託	平成28年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	03政策地域部	情報政策課
45	4 その他	岩手県次期統合型地理情報システム構築及び運用保守業務委託	平成28年4月	一般競争入札		03政策地域部	情報政策課
46	4 その他	自治体情報セキュリティクラウド構築及び運用業務委託	平成28年5月	一般競争入札		03政策地域部	情報政策課
47	4 その他	資産管理ソフト更新業務委託	平成28年6月	一般競争入札		03政策地域部	情報政策課
48	4 その他	震災津波関連資料の収集・デジタル化業務	平成28年5月	一般競争入札		09復興局	復興推進課
49	4 その他	岩手県震災アーカイブ（仮称）システム構築業務	平成28年5月	一般競争入札		09復興局	復興推進課
50	4 その他	教育情報ネットワーク・校務支援システム保守管理	平成28年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第2号該当	12教育委員会	学校教育室
51	4 その他	心とからだの健康視察調査	平成28年8月	一般競争入札		12教育委員会	学校教育室
52	4 その他	県立学校の教育用パソコンリース及び保守契約	平成28年6月	一般競争入札		12教育委員会	教育企画室
53	4 その他	岩手県立病院等清掃業務委託	平成28年4月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
54	4 その他	医事会計システム更新	平成28年5月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
55	4 その他	オーダーリングシステム機能強化	平成28年9月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
56	4 その他	中部病院電子カルテシステムバージョンアップ	平成28年8月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課

No.	調達種別	特定調達契約内容	契約予定年月	契約方法	随意契約の理由	調達担当部局等	契約担当課等
57	4 その他	胆沢病院電子カルテシステム更新	平成28年5月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
58	4 その他	千厩病院電子カルテシステム導入	平成28年9月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
59	4 その他	集約型電子カルテシステムサーバ構築	平成28年8月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
60	4 その他	大槌病院電子カルテシステム導入	平成28年9月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
61	4 その他	山田病院電子カルテシステム導入	平成28年9月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
62	4 その他	大船渡病院電子カルテシステム端末更新	平成28年9月	一般競争入札		13医療局	医事企画課
63	4 その他	医事ネットワークシステム運営	平成28年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
64	4 その他	医事会計システム保守	平成28年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
65	4 その他	電子カルテシステム保守	平成28年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
66	4 その他	電子カルテシステム保守	平成28年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
67	4 その他	四十四田発電所PCB廃棄物処理業務委託	平成28年7月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	14企業局	施設総合管理所
68	4 その他	県警WANサーバ賃貸借契約	平成29年3月	一般競争入札		16警察本部	情報管理課
69	4 その他	県警WAN端末等賃貸借契約	平成29年1月	一般競争入札		16警察本部	情報管理課
70	4 その他	通信指令システム賃貸借	平成28年8月	一般競争入札		16警察本部	通信指令課
71	4 その他	運転者管理システムプログラム改修業務委託	平成28年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	16警察本部	運転免許課

報告第5号

・政府調達苦情検討委員会に関する調査(平成28年1月21日福岡県取りまとめ)

都道府県	問1 委員会を設置 しているか	問2 H27.7～H27.12 の申し立て	問4 開催時期	苦情があった時以外で開催した時の議題
1 北海道	はい	ない	苦情があったときのほか、委員長が必要と認めて招集したとき(年1回程度)	国等の苦情申立案件(情報提供)道の特定調達の契約実績の報告
2 青森県	はい	ない	苦情があった時のみ	
3 岩手県	はい	ない	苦情があった時及び委員の改選があった時	委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について
4 宮城県	はい	ない	苦情があった時及び委員の改選があった時	
5 秋田県	はい	ある	苦情があった時のみ	
6 山形県	はい	ない	苦情があった時及び委員の改選があった時	委員の紹介と委員長の互選、政府調達苦情検討委員会の業務の内容
7 福島県	はい	ない	苦情があった時及び委員の改選があった時	議題:委員長の選出 報告:政府調達の対象となる契約の適用基準額、政府調達契約実績、政府調達に関する苦情の処理手続要綱等の改正
8 茨城県	はい	ない	苦情があった時のみ	
9 栃木県	はい	ない	苦情があった時に開催するほか、適宜状況を勘案し開催を検討。	契約実績、基準額、翌年度予定案件など
10 群馬県	はい	ない	苦情があった時のみ	
11 埼玉県	はい	ある	苦情があった時及び年に一度	本県における前年の政府調達契約の実施状況の報告
12 千葉県	はい	ない	苦情があった時のみ	
13 東京都	はい	ない	苦情があった時のみ	
14 神奈川県	はい	ない	案件がなくても年4回開催	本県では、政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会として開催しており、苦情の申し立てがない場合、委員によって抽出された入札案件について審議。
15 新潟県	はい	ない	苦情があった時及び委員の改選があった時	・委員の紹介と委員長の選任(互選)。・特定調達に係る入札の手続について説明。 ・県の特定調達契約の状況について説明。・苦情処理手続の概要について説明。 ・苦情の受付・処理の状況について説明。
16 富山県	はい	ない	苦情があった時のみ	
17 石川県	はい	ない	苦情があった時のみ	
18 福井県	はい	ない	苦情がない年も、年1回開催	国及び各都道府県の苦情の申し立て状況、福井県における特定調達契約の実績等(委員改選時は委員の紹介および委員長の互選)
19 山梨県	はい	ない	苦情があった時のみ	
20 長野県	はい	ない	苦情があった時のみ	
21 岐阜県	はい	ない	苦情があった時のみ	
22 静岡県	はい	ない	苦情があった時のみ	
23 愛知県	はい	ない	苦情があった時のみ	
24 三重県	はい	ない	年1回開催。なお、苦情申立て実績無、委員改選は2年に1回。	政府案件の事例紹介、三重県発注のWTO案件の概要等
25 滋賀県	はい	ない	苦情があった時及び委員の改選があった時	委員の紹介と委員長の互選、政府調達苦情検討委員会の業務の内容、政府調達契約締結状況の報告、要綱の一部改正、委員会の原則非公開の決定、苦情検討委員会における委員および専門委員の除斥に関する事項についての検討。
26 京都府	はい	ない	苦情があった時及び委員の改選があった時	委員長の選出、委員長の専攻事項、委員長の職務代理者の指名等
27 大阪府	はい	ない	苦情があった時のみ	
28 兵庫県	はい※兵庫県における名称は「兵庫県入札監視委員会」	ある	(1) 政府調達苦情及びこれ以外の再苦情については、必要に応じて開催。 (2) 契約予定金額250万円超の建設工事の入札及び契約手続の運用に関する審議及び予定価格の95%以上の高落札率案件の審査については、4か月に1回開催。 (3) 談合情報については、1か月に1回開催。	(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告 (2) 抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議
29 奈良県	はい	ない	毎年1回定期的に開催している。	・政府調達制度、苦情処理手続の概要について ・本県の特定調達契約の状況について
30 和歌山県	はい	ない	苦情があった時のみ	
31 鳥取県	はい	ない	苦情があった時のみ	
32 島根県	はい	ない	苦情があった時及び委員の改選があった時	
33 岡山県	はい	ない	苦情があった時及び委員の改選があった時	・委嘱状交付 ・委員の紹介並びに委員長及び副委員長の互選 ・苦情検討委員会、制度の概要 ・調達実績、他都道府県の苦情の処理状況
34 広島県	はい	ない	苦情があった時のみ	
35 山口県	はい	ない	委員会設置後、3年間(平成8、9、10年度)	各種規程等の審議、政府調達協定の概要等の説明
36 徳島県	はい	ある	年1回定期的に開催	委員長の互選、政府調達協定及び苦情検討委員会の概要、政府調達の契約実績、国・他団体の苦情の受付及び処理の状況 等
37 香川県	はい	ない	苦情があった時のみ	
38 愛媛県	はい	ない	苦情があった時のみ	
39 高知県	はい	ない	苦情があった時のみ	
40 福岡県	はい	ない	苦情があった時及び委員の改選があった時	委員の紹介と委員長の互選、政府調達苦情検討委員会の業務の内容
41 佐賀県	いいえ※	ない	苦情があった時のみ	
42 長崎県	はい	ない	苦情があった時及び委員の改選があった時	委員の紹介と委員長の互選、政府調達および苦情処理についての概要、県の政府調達の実績
43 熊本県	はい	ない	苦情があった時及び委員の改選があった時	
44 大分県	はい	ない	苦情があった時及び委員の改選があった時	委員長の専決に関する事項、委員会の議事録について、苦情申し立てを受理した場合の公示方法について、政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の公表方法について、要綱や細則の改正
45 宮崎県	はい	ない	苦情があった時及び委員の改選があった時	委員の紹介等、宮崎県政府調達苦情検討委員会の業務概要
46 鹿児島県	はい	ない	苦情があった時及び委員の改選があった時	委員長の選出及び委員長代理の指名のほか、政府調達に関する苦情処理手続等や国等における苦情処理の事例の説明、政府調達協定に係る調達実績の報告
47 沖縄県	はい	ない	苦情があった時のみ	

(佐賀県)※苦情があった際に設置して、委員会を開催し対応することとしていたが、総務省から設置するよう要請がっており、設置する方向。

都道府県	問3 苦情内容について	① 苦情調物品・サービス名・申立日	② 苦情内容	③ 苦情処理結果(却下 その他)	④ ③で却下した場合の理由
秋田県	ヘリコプター(消防防災仕様)一式 ・平成27年8月4日		仕様書の見直し及び新たな調達手続の実施を求めらる。	その他 (入札手続が協定に違反するとの苦情申立人の主張を認めることはできない。)	
埼玉県	調達名: 県立学校の環境整備業務 申立日: 平成27年9月15日		入札を無効とされたため、調達の再審査を求めらる。	却下	苦情申立日が申立期間を経過
兵庫県	「国有財産調査・測量登記業務」 平成27年12月15日		当該業務については、県と特定の団体とが随意契約を行っており、新規団体が参入できない。	却下	当該業務の委託料については、特例政令の適用基準額未満であるので、兵庫県政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年兵庫県告示第255号の4)の対象でないため。
徳島県	調達物品等の件名: 消防防災ヘリコプター 申立日: 平成27年8月6日		一般競争入札につき、仕様書の見直し及び新たな調達手続の実施を求めらる。	その他 (申立てを受理し、苦情処理手続に基づき検討を行った。)	

	回答	回答数
問1	はい	46
	いいえ	1
問2	ない	43
	ある	4
問4	苦情があった時のみ	22
	苦情があった時及び委員の改選があった時	15
	その他	10

## 岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱

平成8年3月5日岩手県告示第216号

〔沿革〕平成19年3月30日岩手県告示第290号、平成28年1月8日岩手県告示第29号改正

岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱を次のように定める。

## 岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱

(設置)

第1 県の機関が行う調達であって、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下第1において「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の対象となる調達に関係する供給者の苦情について、政府調達に関する処理手続（平成8年岩手県告示第215号）により、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2 委員会は委員5人を持って組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札及び契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引続きその職務を行うものとする。

(守秘義務)

第3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職を代理する。

(会議)

第5 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

第6 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、出納局において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 政府調達に関する苦情の処理手続

平成8年3月5日岩手県告示第215号

[沿革] 平成11年10月1日岩手県告示第814号、平成12年12月26日岩手県告示第935号、平成23年7月5日岩手県告示第421号、平成28年1月8日岩手県告示第28号改正

政府調達に関する協定の適用を受ける調達に関する苦情の処理手続を次のように定める。

### 政府調達に関する苦情の処理手続

#### 1 岩手県政府調達苦情検討委員会

- (1) 岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「契約」という。）に係る苦情を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により送付され、及び保存されるものを含む。5（1）後段、（8）ク及び（10）イ後段を除き、以下同じ。）で受理し、調達機関（契約により調達を行う県の機関をいう。以下同じ。）による当該苦情に係る調達の事実関係について調査し、調達機関に対する提案を行う。
- (2) 申し立てられた苦情に関して利害関係を有すると認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。

#### 2 苦情の申立て

- (1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下（1）において「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に違反する調達が行われたと認めるときは、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。この場合において、あらかじめ当該調達機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。
- (2) （1）後段の規定に基づき供給者から協議の申出を受けた調達機関は、当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

#### 3 期間

- (1) この処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。
- (2) この処理手続において、「作業日」とは、県の休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日をいう。以下同じ。）でない日をいう。
- (3) この処理手続において、期間の初日は算入しない。
- (4) この処理手続において、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。

#### 4 参加者

- (1) 2（1）前段の規定に基づく苦情の申立て（以下「苦情の申立て」という。）があった場合、

当該苦情に係る調達に利害関係を有する全ての供給者は、この処理手続による苦情処理（以下「苦情処理手続」という。）に参加することができる。

(2) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った調達機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。

(3) (1)の規定に基づき参加を希望する供給者は、5(6)の公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならない。

(4) (3)の規定による通知は、いつでも取り下げることができる。

## 5 苦情の検討の手続

(1) 苦情の申立ては、協定等の規定に違反する調達が行われたと認められる事実を知り、又は知り得た日から10日以内に、書面により行うものとする。委員会は、当該苦情の申立てのあった後直ちに、その写し（苦情の申立てが電磁的記録により送付され、及び保存されるものによる場合については、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。(10)アにおいて同じ。）を関係調達機関に送付する。

(2) 委員会は、苦情の申立てに係る書面（添付された書類を含む。）に不備があると認めるときは、当該苦情の申立てを行った者（以下「苦情申立人」という。）に対し補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、職権で補正することができる。

(3) 委員会は、原則として、苦情の申立てがあった後10作業日以内に苦情について検討し、次のいずれかに該当する場合には、文書により理由を付して却下することができる。

ア 苦情の申立てが(1)の規定に違反して行われた場合

イ 苦情が協定等の規定と無関係な場合

ウ 苦情に係る関係調達機関の協定等の規定への違反が軽微な場合

エ 供給者からの苦情の申立てでない場合

オ その他委員会による検討が適当でない場合

(4) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が(3)に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときは、理由を付して却下すべき旨を委員会に対し文書により申し出ることができる。

(5) 委員会は、苦情の申立てが(1)の規定に違反して行われた場合であっても、正当な理由があると認めるときは当該苦情の申立て受理することができる。

(6) 委員会は、苦情の申立てを受理した場合には、苦情申立人及び関係調達機関に対しその旨を直ちに通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。

(7) 契約の締結又は契約に係る業務の執行の停止

ア 委員会は、苦情の申立てを受理した場合において、当該苦情に係る契約が締結されていないときは、関係調達機関に対し苦情の申立てがあった後12作業日以内に、苦情処理手続に係る期間内は当該契約を締結しないよう文書で要請する。

イ 委員会は、契約の締結後10日以内に行われた当該契約に係る苦情の申立てを受理した場合には、関係調達機関に対し苦情処理手続に係る期間内は当該契約に係る業務の執行を停止するよう速やかに文書で要請する。

ウ ア又はイの規定にかかわらず、委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあると認めるときは、ア又はイの規定による要請をしないことができる。この場合において、委員会は、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に通知する。

エ 関係調達機関は、委員会からア又はイの規定による要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。

オ エの場合において、関係調達機関は、緊急かつやむを得ない状況にあるため委員会の要請に従うことができないときは、その旨を理由とともに直ちに委員会に通知しなければならない。この場合において、委員会は、当該通知のあった後直ちに当該通知の写しを苦情申立人に送付する。

カ オの通知があった場合には、委員会は、当該通知に記載された理由について検討を行い、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に通知しなければならない。

#### (8) 検討

ア 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。

イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、アの説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

ウ 委員会は、関係調達機関がアの説明、主張、文書の提出等を拒んだ場合であって、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するか否かの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に当該説明、主張、文書の提出等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明若しくは主張を記録し、又は提出された文書等の開示を求めることができない。

エ 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、この処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。

オ 苦情申立人、参加者（４（３）の規定により通知を行った者をいう。以下同じ。）及び関係調達機関は、委員会が検討の結果を取りまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。

カ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

キ カの承認は、いつでも取り消すことができる。

ク 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。

ケ 代理人が２人以上あるときは、各人が本人を代理する。

コ 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

サ コの承認は、いつでも取り消すことができる。

シ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴を適当でないと判断した場合は、この限りでない。

ス 委員会は、必要に応じ、証人を出席させることができる。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会における自らの行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述の公開又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を有する者の営業

上の秘密の保護に配慮されたものでなければならない。

ソ 委員会は、必要に応じ、又は苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

タ 委員会は、必要に応じ、苦情に係る調達に関し識見を有する技術者等から意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して利害関係を有する者であってはならない。

(9) 苦情の申立ては、いつでも取り下げることができる。

(10) 関係調達機関の報告書

ア 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の申し立てに係る書面の写しが当該関係調達機関に送付された後 14 日以内に、委員会に対し、次の事項を含む当該苦情に係る調達に関する報告書を、当該調達に係る仕様書、入札書類その他の文書の写しを添えて提出しなければならない。

(ア) 関連する事実（当該苦情の申し立てがあった後に判明した事実を含む。）、関係調達機関が行った調達手続及び 2（1）の規定に基づく協議への対応の内容並びに苦情の解決についての提案

(イ) 苦情の申し立てに係る事項の全てに対する説明

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、苦情を解決する上で必要となり得る事項

イ 委員会は、アの報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後 7 日以内に、委員会に書面により意見を提出する機会を与える。委員会は、当該意見を受領した後直ちにその写し（意見の提出が電磁的記録により送付され、及び保存されるものによる場合については、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。7（3）アにおいて同じ。）を関係調達機関に送付する。

ウ 委員会は、本人の同意があった場合を除き、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他調達に利害関係を有する者の営業上の秘密であって、この処理手続において委員会に提出された書面又は意見若しくは報告の陳述の内容を記録した文書等に記載されたもの（電磁的記録によるものを含む。）を第三者に開示しない。

6 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた後 90 日以内（公共事業に係る苦情の申し立てについては、50 日以内）に、次の事項及びその根拠が記載された報告書を作成する。

ア 調達における協定等の規定への違反の有無

イ 苦情の全部又は一部の認否

(2) 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認めるときは、次のいずれかを含む是正策を提案するため、(1)の報告書（以下この項において「報告書」という。）とともに提案書を作成する。

ア 新たに調達を行うこと。

イ 調達条件は変えず、再度調達を行うこと。

ウ 調達手続において供給者から提出された文書等について再審査を行うこと。

エ 他の供給者を相手方とする契約を締結すること。

オ 契約を破棄すること。



- (3) 委員会は、報告書及び(2)の提案書（以下この項において「提案書」という。）を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、供給者に与えた不利益の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案書に記載された是正策が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性及び関係調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。
- (4) 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は、少数意見を報告書に付記するものとする。
- (5) 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付する。
- (6) 関係調達機関は、原則として、委員会の提案に従うものとし、提案に従わない場合には、提案書を受領した後 10 日以内（公共事業に係る苦情の申立てについては、60 日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。
- (7) 委員会は、報告書及び提案書に関する苦情申立人、関係調達機関及び参加者以外の者からの照会に応じる。
- (8) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法令に違反する事実を発見した場合には、適当な機関による措置を求めるため、当該機関に通報する。

## 7 迅速処理

- (1) 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から書面で苦情の迅速処理の要請があった場合には、この項に定める手続（以下「迅速処理の手続」という。）により苦情処理を行うことができる。
- (2) 迅速処理の手続を行うときは、委員会は、(1)の迅速処理の要請に係る書面を受領した後直ちに、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対しその旨及びその理由を通知する。
- (3) 迅速処理の手続は、次のとおりとする。
  - ア 関係調達機関は、委員会から(2)の規定による通知を受領した後 6 作業日以内に、5 (10) アの報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後 5 日以内に、委員会に書面により意見を提出する機会を与える。委員会は、当該意見を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。
  - イ 委員会は、苦情が申し立てられた後 45 日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情の申立てについては、25 日以内）に、検討の結果に係る報告書及び提案書を作成する。

## 8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、この処理手続に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表する。

## 9 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情処理手続に資するため、契約による調達を行った場合には、当該契約の締結の日から 3 年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合については、5 年間）、当該調達に係る文書（電磁的記録によるものであって、当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのものを含む。）を保存しなければならない。

## 10 適用

- (1) 協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ、総務大臣の定める額によるものとする。
- (2) この処理手続は、平成26年4月16日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものについては、なお従前の例による。

## 政府調達に関する苦情の処理手続細則

(平成 11 年 10 月 1 日)

[沿革] 平成 22 年 3 月 31 日出第 282 号、平成 23 年 7 月 5 日出第 63 号、平成 28 年 1 月 8 出第 261 号改正

## 1 苦情の申立て

## (1) 提供を行うことが可能であった者の定義

政府調達に関する苦情の処理手続（平成 8 年岩手県告示第 215 号。以下「手続」という。）2

(1)の「提供を行うことが可能であった者」とは、調達手続への参加に関心を有し、又は有していた者で、次に掲げる者を含む。

ア 入札に参加した者（提供を行った者を除く。）

(ア) 一般競争入札に参加した者

(イ) 指名競争入札に参加した者

(ウ) 随意契約の手続に何らかの対応をした者

イ 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者

(ア) 調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者

(イ) 調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者

(ウ) 入札参加資格審査手続において参加を認められなかった者

ウ 入札手続（随意契約を含む。）に間接的に参加する者

## (2) 協議の終了

手続 2 (2) に基づく協議は、供給者、調達機関のいずれからも、書面による通知をもって打ち切ることができる。

## (3) 協議の期間の取扱い

手続 2 (2) に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。

## 2 期間

## (1) 県の休日の定義

県の休日とは、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第 1 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。

## 3 参加者

## (1) 参加の意思の通知

手続 4 (3) に基づく参加の意思は、参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって通知しなければならない。

## (2) 参加の通知の取下げ

ア 手続 4 (4) の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

イ 委員会は、手続 4 (4) の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

#### 4 苦情の検討の手続

##### (1) 郵送に係る苦情申立ての期限

手続5(1)に基づく苦情申立ての書類が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなす。

##### (2) 10 作業日の緩やかな解釈

手続5(3)に基づく苦情申立ての却下については、10 日間では判断が困難なこともあり得るので、申立て後「10 作業日」以内に却下することを基本原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後 10 作業日」を経過した後に却下することができる。

##### (3) 誤った教示をした場合の救済

関係調達機関又は岩手県政府調達苦情検討委員会事務局が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、所定の苦情申立期間に申し立てられたものとみなす。

##### (4) 苦情申立てを受理した場合の公示方法

手続5(6)の規定に基づく公示は、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」（平成9年2月26日岩手県政府調達苦情検討委員会決定）により行う。

##### (5) 調達機関の定義

調達機関とは、産品及びサービス又は公共事業等の調達を行う岩手県の機関（地方自治法に定める知事、委員会及びその他の機関に置かれる組織のうち、予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第1号に規定する部局、同条第2号に規定する地方公所（以下「予算規則の適用を受ける部局等」という。）、医療局財務規程（昭和51年医療局管理規程第6号）第2条に規定する本庁並びに病院（以下「医療局」という。）及び企業局組織規程（昭和43年企業局管理規程第3号）第2条に規定する本庁（以下「企業局」という。）とする。

##### (6) 調達機関の長の定義

調達機関の長とは、予算規則の適用を受ける部局等にあつては知事、医療局にあつては医療局長、企業局にあつては企業局長とする。（以下「知事等」という。）ただし、岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）、知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年訓令第29号）、議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程（昭和41年訓令第30号）又は医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和35年医療局管理規程第5号）に基づき、知事等よりその所掌に係る支出負担行為に関する事務権限が委任されている場合には、契約担当者を調達機関の長とみなす。

##### (7) 代理人についての承認の申請の方式等

ア 弁護士である代理人の権限を証明する手続5(8)クの書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

イ 弁護士以外の者を代理人とすることにつき手続5(8)カの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

ウ イの書面には、代理人の権限を証明する手続5(8)クの書面を添付しなければならない。

(8) 補佐人についての承認の申請の方式

手続5(8)コの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

(9) 利害関係を有する者の定義

手続5(8)タの「当該調達に関して実質的な利害関係を有する者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。

(10) 苦情の申立ての取下げ

ア 手続5(9)の規定に基づく取下げは書面をもって行わなければならない。

イ 委員会は、手続5(9)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、文書をもって、その旨を通知しなければならない。

(11) 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開

委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続5(10)アの規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

(12) 営業上の秘密情報の定義

手続5(8)セ及び(10)ウの「営業上の秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。

5 検討の結果及び提案

手続6(1)及び6(2)の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。

6 苦情の受付及び処理の状況の公表

(1) 公表方法

公表は、岩手県報に登載して行うものとする。

(2) 公表時期

知事は、四半期毎に苦情の受付及び処理の状況のとりまとめを行い、直ちにその概要を公表する。ただし、知事が必要と認める場合には、これ以外の時期にも公表することができる。

(3) 公表事項

公表する内容については、次の各号に該当する項目とする。

ア 苦情番号

イ 苦情申立日

ウ 苦情申立人（非公表も可）

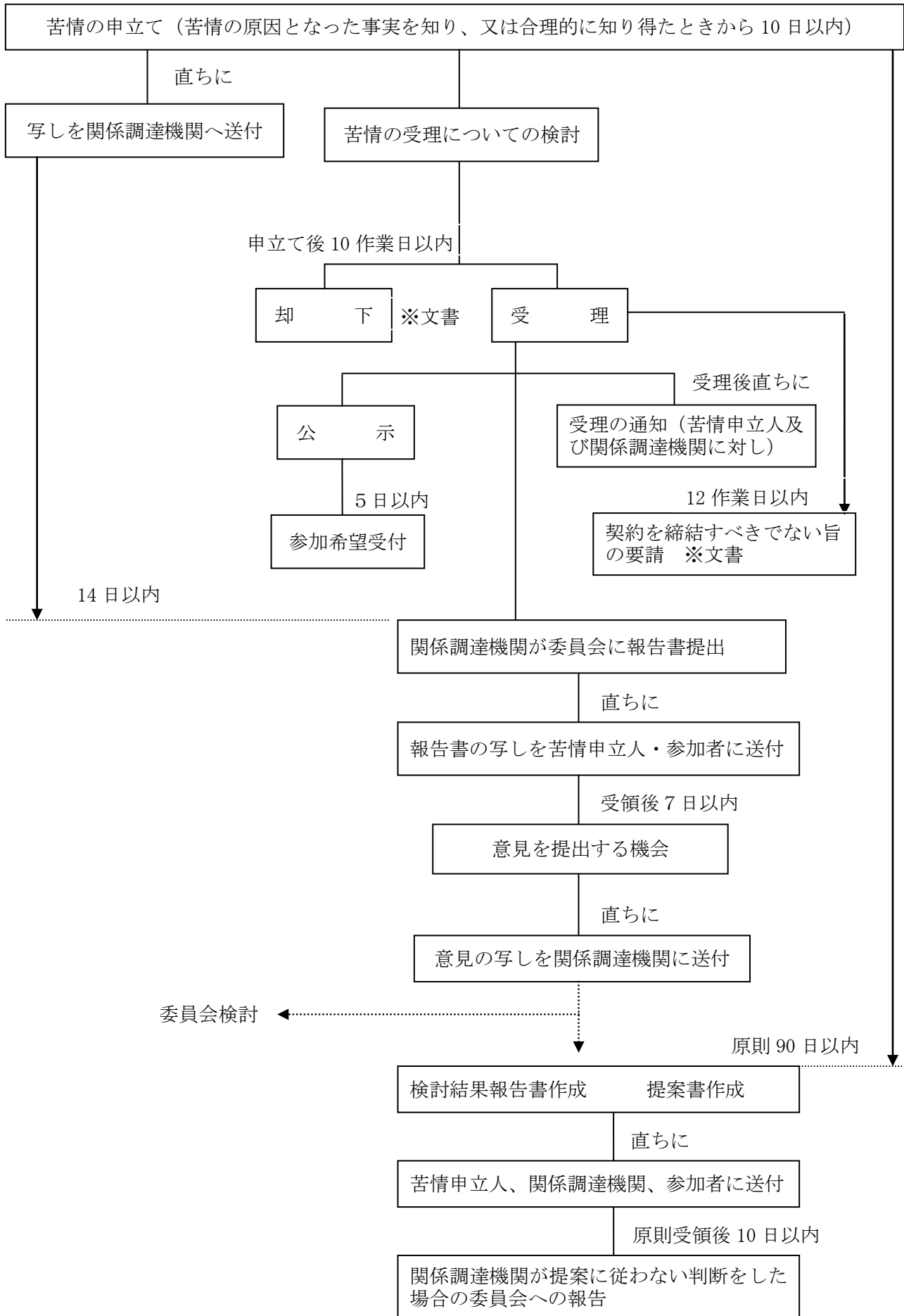
エ 苦情に係る調達機関名及び調達物品名又はサービス名

オ 苦情の概要

カ 苦情処理状況の概要

キ その他必要な事項

苦情の申立てから検討の結果まで（概要）



## 特定調達契約について

WTO政府調達協定 (Agreement on Government Procurement: 略称GPA)

### 1 「政府調達に関する協定」について

「政府調達に関する協定（以下、「協定」という。）」は、平成6年（1994年）4月マラケシュ（モロッコ）で作成された。協定では内国民待遇及び無差別待遇の原則により、公正かつ透明な入札・契約手続のため、各種の事項が定められている。

### 2 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（特例政令）」について

この政令は、平成7年11月に公布（平成8年1月施行）されたもので、協定の適用を受けるものの取扱いについて、地方自治法施行令の特例を設けるとともに必要な事項が定められている。

特定調達契約とは、特例政令の規定が適用される調達契約をいう。

### 3 協定適用対象区分及び適用基準額（総務大臣の定める額）

適用対象区分	24年4月～26年3月	26年4月～28年3月	28年4月～30年3月	国際単位
産品（物品）	2,500万円	2,700万円	3,300万円	20万SDR
建設サービス（建築、建設、土木工事等）	19億4,000万円	20億2,000万円	24億7,000万円	1,500万SDR
建築エンジニアリングサービス（建築基本計画、設計等）	1億9,000万円	2億円	2億4,000万円	150万SDR
その他のサービス（コンピュータ関連、保守、広告、清掃等）	2,500万円	2,700万円	3,300万円	20万SDR

※ SDR(Special Drawing Rights)とは一般的に「特別引出権」と訳される。IMF（国際通貨基金）の発表する国際金融統計を基礎に、IMF加盟国の主要国通貨である米ドル、ユーロ、日本円及び英ポンドの4大通貨レートの一定期間の加重平均によってその価値が決定される。我が国においては、これによって一定期間において使用するSDRの邦貨換算額を算出することとしており、昭和63年度以降、財務大臣告示（平成11年度までは大蔵大臣告示）等により、2カ年度毎に改訂している。28年4月以降の地方公共団体の適用基準額は、平成28年1月25日付「総務省告示第18号」により告示されたものによる。

### 4 適用範囲

予定価格が総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額以上の額である調達契約のほか、「一連の調達契約」とみなされるものについても、同様に、原則として一般競争入札によることとされている。

### 5 適用除外

- (1) 有償で譲渡をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡をするために直接に必要な特定役務又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合

連合会を相手方とする調達契約

- (3) 特定地方公共団体（都道府県及び指定都市）の経営する鉄道事業及び軌道事業における運行上の安全に関連する調達契約
- (4) 特定地方公共団体の経営する電気事業に係る調達契約
- (5) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連する調達契約であって、当該調達契約に係る特定地方公共団体の行為を秘密にする必要があるもの

## 6 随意契約

特定調達契約においては、一般競争入札によることが原則であり、随意契約は限定された例外的な場合にのみ適用される。

## 7 特定調達契約の手続き

(1) 入札参加者の資格等について

- ① 入札参加資格を定めたときは、毎年度、県報で公示する。
- ② 入札参加者の事業所の所在地に関する資格を定めることができない。
- ③ 入札参加資格の審査は随時に行い、資格審査をしたときは名簿を作成する。

(2) 入札の公告等

- ① 特定調達契約に関する主要事項を、入札期日の前日から起算して40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の場合は、24日前）までに県報で公告する。
- ② 公告等は、公用語（英語、フランス語、スペイン語）のいずれかにより行う。

(3) 入札書等

- ・郵便による入札を禁止してはならない。
- ・予定価格の決定において、最低制限価格を設けることができない。

(4) 落札者等の公示及び通知

入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、決定した日の翌日から起算して72日以内に、県報により公示する。

(5) 入札等の結果の記録

落札者等を決定した場合等は、必要事項について記録を作成し、保管する。

## 8 苦情処理等

(1) 特定調達契約に係る供給者からの苦情に対処するため、平成8年3月に「岩手県政府調達苦情検討委員会」を設置している。

(2) 委員会の委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札・契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱している。（委員5人）

## 9 会計規則等の整備

特例政令が平成7年11月1日に公布（平成8年1月1日施行）されたことにより、会計規則の一部改正（平成8年1月1日施行）が行われたほか、各部局所管の契約関係諸規程の改正、整備が行われた。



特例政令の一部改正の施行（平成 26 年 4 月 16 日）にあわせて、会計規則の一部改正が行われた。

## 10 改正議定書について

### (1) 改正の経緯

現行協定：1996 年発効

改正：協定の規定に従い 1997 年に交渉開始、2012 年 3 月 30 日に改正議定書採択。

発効：GPA 締約国の 3 分の 2 が受諾した後 30 日目の日が発効する。

(2014 年 4 月 16 日に発効)

日本は、平成 25 年（2013 年）12 月 3 日に国会承認。

政令改正：

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の一部改正

・閣議日：平成 26 年 3 月 7 日（決定）

・公布日：平成 26 年 3 月 12 日（政令第五十八号）

・施行日：改正協定が日本国について効力を生ずる日（平成 26 年 4 月 16 日）

規則改正：「会計規則（第 4 章 契約 第 4 節 特定調達契約の特例 第 108 条の 2～12 関係）」の一部改正

・施行日：平成 26 年 4 月 16 日

### (2) 改正のポイント

ア 本改正に伴い、協定の内容が全文差替えとなる。

「WTO 政府調達協定（GPA）の概要」及び「現行協定」（外務省HP）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/chotatu.html>

「政府調達に関する協定を改正する議定書」（外務省HP）

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page23\\_000009.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page23_000009.html)

イ 開発途上国の加入の促進（「特別な配慮」の強化） → 政府調達市場の拡大を促進

ウ 市場アクセスの拡大（各締結国の対象調達機関拡大等） → 同上

エ 電子的手段の活用による調達手続の簡素化 → 行政コストの軽減

オ 協定適用範囲の修正通報及び異議申立てに関する手続を明確化  
→ 民営化した調達機関の除外

カ 付表 2 に関する注釈

「2 再販売のために調達する製品及びサービス又は販売のための物品の生産に用いるために調達する製品及びサービスは、含まない。」を削除し、以後 1 号ずつ番号を繰り上げる。

キ 適用となるサービスの追加（「付表 5 サービス」関係）

追加される 16 サービスのうち、地方公共団体については 7 サービスが新規に対象となる。

633 個人用品及び家庭用品の修理のサービス

8814 林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林経営を含む）

921 初等教育サービス

923 中等教育サービス

923 高等教育サービス

924 成人教育サービス

9611 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（96112（映画及びビデオテープの制作のサービス）を除く。）

ク 特定調達に関する特例政令の改正事項

- ・ 第6条の一般競争について公告をする事項に「競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所」を追加する。
- ・ 新たに特例政令第7条第2項を新設し、指名競争に付する場合において、指名する者に通知しなければならない事項を規定する。

(参考) 「付表5 サービス」で追加されたもののうち、地方公共団体は対象外のもの。

(9 サービス、国費会計では対象となる)

642 食料提供サービス

643 飲料提供サービス

83106 から 83108 まで 農業用機器（運転を伴わないもの）の賃貸サービス

83203 家具その他家庭用の器具の賃貸サービス

83204 娯楽用品の賃貸サービス

83209 その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス

865 経営相談サービス

866 経営相談に関連するサービス（86602（仲裁及び調停のサービス）を除く）

876 こん包サービス

11 (参考) 締約国・地域、加入申請・交渉国・地域、オブザーバー国・地域

(2015年8月現在)

(1) 改正議定書を受諾した1994年協定の締約国・地域（42、うちTPP参加国5）

アルメニア、カナダ、欧州連合(EU)加盟28か国、香港(中国)、アイスランド、イスラエル、日本、リヒテンシュタイン、モンテネグロ、オランダ領アルバ、ニュージーランド、ノルウェー、シンガポール、台湾、米国

(2) 改正議定書を受諾していない1994協定の締約国・地域（2か国・地域）

韓国、スイス (注) 我が国とこれら2か国との間では、1994年協定が適用される。

(3) 加入申請・交渉国・地域（10、うちTPP参加国1）

アルバニア、豪州、中国、ジョージア、ヨルダン、キルギス、モルドバ、オマーン、タジキスタン、ウクライナ

(4) オブザーバー国・地域（19、うちTPP参加国3）

アルゼンチン、バーレーン、カメルーン、チリ、コロンビア、コスタリカ、インド、インドネシア、マレーシア、モンゴル、パナマ、パキスタン、ロシア、サウジアラビア、スリランカ、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トルコ、ベトナム、

※ 下線は、TPP参加国12か国中9か国（日本含）

TPP参加国で未締約国3：ブルネイ、ペルー、メキシコ